

良田平田遺跡で出土した木簡（^{れきみょう}歴名）について

平成24年2月24日（金）

財団法人鳥取県教育文化財団調査室

1 良田平田遺跡の発掘調査の概要

(1) 調査期間

平成23年4月～11月

(2) 調査面積

4,790㎡

(3) 遺跡の時代・時期

奈良時代（8世紀）から平安時代前半（10世紀前半）

(4) 遺跡の特徴

①遺構

平安時代前半（9～10世紀）の掘立柱建物13棟、谷の西側と中央を流れる奈良～平安時代（8～10世紀）の溝2条、古代～中世（奈良～室町時代？）の田んぼなどを検出した。

このうち、谷の西側と中央を流れる溝から、木簡^{もっかん}や銅製の帯金具などの官衙（役所）関連遺物が出土している。

②出土品（遺物）

土器（土師器・須恵器、このうち器^{ふた}や蓋の内外面に墨で文字が書かれた「墨書土器」が50点以上）、石器（^{けん}榿（＝おもり）、^{といし}砥石など）、木製品（木簡^{ひとがた}、^{うまがた}人形・^{いぐし}馬形・^{まげもの}齋串と^{そう}いった祭祀具、^{まげもの}曲物・^{そう}槽などの容器類、^{じゅんぼう}柱など）、銅製品（^{じゅんぼう}巡方・^{まるとも}丸鞆・^{だび}鉞尾と^{こうちやうじゆうにせん}いった腰帯（ベルト）を飾る帯金具、^{ふうじゆしんぼう}皇朝十二銭（銅銭）の一つである「富壽神寶」）など。

③評価

a. 平安時代前半の田畠管理施設が存在

木簡、銅製の帯金具と^{つげふだ}いった官衙（役所）関連遺物が出土しているが、みつかった建物の規模は小さく配置も規則的ではないため官衙（役所）跡とは考えられない。ただ、出土した木簡に米などの数量を表わした付札（物品のラベル）と推測できるものがあり、古代の田んぼも検出されていることから、平安時代前半の田畠経営に係る管理施設が存在したと考えられる。

b. 良田の旧地名（荒田）が奈良時代に遡る

多数出土した墨書土器の中に「荒田大内」と記されたものが3点ある。良田地域は明治4年に改称されるまで「荒田村」であり、良田地域の古い地名が奈良時代（8世紀）まで遡ることが明らかとなった。

2 出土した木簡の特徴（資料2参照）

(1) 時代

平安時代前半（9～10世紀前半）

(2) 出土した場所（地点）

全12点のうち、掘立柱建物9の柱穴（3450ピット）で1点、谷の西側と中央を流れる2条の溝（3003溝・3006溝）で11点出土した。このうち、たまり状になっていた溝の合流点付近で7点出土している。

(3) 種類

①習書木簡：1点

文字を書く練習をした木簡。

②付札木簡：3点

物品につけられたラベルのような役割を果たした木簡。

③文書木簡：2点（可能性があるものを含む）

（AからBに）何かを知らせる文書の木簡。

④何かを記録した木簡：3点（歴名・可能性があるものを含む）

⑤性格不明の木簡：3点

(4) 評価

付札木簡には“九升四合”あるいは“三升一合”といった米などの数量が表記されていたほか、記録木簡の中には人名＋数量（“公足百冊”）が表記されていたものもあり、これらは収穫・収納されたものの記録と考えられる。このほか、“進（～たてまつる）”の文字が確認できる文書木簡があり、検出された掘立柱建物群は田畠経営に係る管理施設だったことが木簡からも窺える。

3 広報のポイント

古代の因幡国における地名・人物の姓名を記した木簡（れきみょう歴名）が出土

(1) 時期

平安時代前半（9世紀後半～10世紀初め）

(2) 大きさ

長さ39.9cm×幅3.4cm×厚さ0.9cm、完存

(3) 出土場所

掘立柱建物9の柱穴（3450ピット）から出土した。建物を建てる際に、柱穴掘り方の中に埋められたと考えられるが、その意図は不明である。

(4) 特徴

細長い板の片面に、39文字が墨書きされている。肉眼ではすべての文字を判読することが難しいため、赤外線カメラによって撮影、観察した結果、以下の文字が書き記されていると判明した。文字は板の左側から書き始め、右側へ続けて書かれている。



第3・4層下面(古代遺構面)全体図

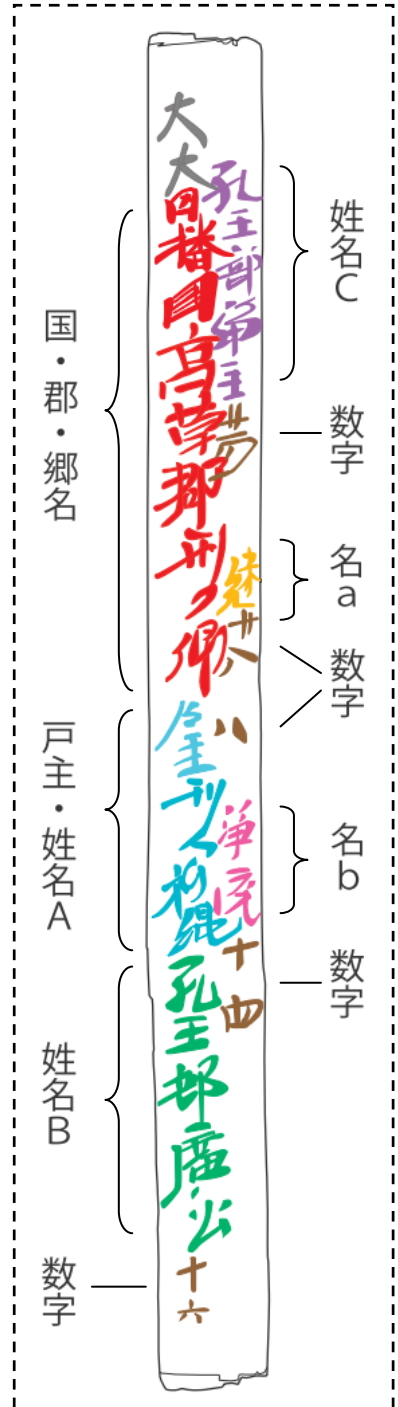
木筒(歴名)出土位置図

(5) 内容

因幡国^{たかくさぐんおさかべごう}高草郡刑部郷という国・郡・郷^{※2}名と、刑部郷に在住する戸主^{こしゅ}の人名（刑部口縄）および4人分の人名（孔王部廣公、孔王部浄主、継、浄成。継、浄成の姓は孔王部か）、数字が書かれている。戸主に続けて書かれている4人は戸口^{ここう}※3である可能性が高い。ただ、因幡国の前の“大大”の意味（追筆か）、数字の意味（年齢なのか、物品などの数量なのか）は不明である。



积文^{※1}



木簡（歴名）

(6) 発見された木簡の意義

①古代の因幡国に“孔王部”の姓をもつ人物が存在したことを発見

今回みつかった木簡は、人物の姓名が書き連ねられた「歴名（れきみょう・れきめい）」と呼ばれるもので、この木簡の性格は記録を目的とした帳簿のようなものと考えられる。古代の因幡国に存在した人物の名が記された史料（古文書や木簡等）は少なく、木簡に記された人名は新しい発見となった。

刑部と孔王部（の姓）は、部民制^{※4}によって設置された御名代^{みなしろ}に始まったものだが、律令制の実施に伴い部民制は解消されたため、個人の姓として残った。刑部の姓をもつ人物は、平安時代の記録で確認できた^{<註>}が、孔王部の姓をもつ人物はみられなかった。歴名木簡が出土したことで、古代の因幡の国に“孔王部”の姓をもつ人物が存在したことを初めて確認した。

<註> 延喜5年（905）9月10日の東大寺領因幡国高庭庄坪付注進状^{たかばのしょうつぽつけちゆうしんじょう}案で、天平勝宝7年（755）に「刑部田井」の治田が三反あったと記されている。

^{たかばのしょう}高庭庄は高草郡にあった奈良東大寺領の初期荘園で、現在の野坂川下流域の鳥取市嶋付近から布勢にかけての一带と、賀露の湖山川東岸一带に比定される。坪付とは、田地の所在地とその田数などを条里制^{じょうり}の坪（一里を36等分したものが坪、一坪の面積は一町）によって記載すること。注進状とは、土地の状況その他を調査し、その明細を注記して具申する文書。

②古代の良田地域は「刑部郷」に属していた可能性があると判明

良田地域は、古代の地方行政区画の上で「高草郡」（旧鳥取市の千代川左岸地域）に含まれており、これまでの研究で高草郡にあった八つの郷のうち「野坂郷」^{のさかごう}（鳥取市野坂を遺称地とし、野坂川の上・中流域に比定）か「刑部郷」^{おさかべごう}（湖山池西側の鳥取市松原、金沢、吉岡付近に比定）のどちらかに属していたと考えられていた。今回みつかった木簡には「高草郡刑部郷」と記されており、木簡の性格から推測すると、古代の良田地域は「刑部郷」に属していた可能性があり、「郷」の範囲や境界を明らかにする上で貴重な発見となった。

4 一般公開

良田平田遺跡出土品等の発掘調査速報展を以下のとおり開催する。

(1) 展示期間

平成24年2月28日（火）～4月1日（日）〔3月21日（水）・26日（月）は休館日〕

(2) 会場

鳥取県立博物館 歴史・民俗展示室「歴史の窓」コーナー

※入館料（常設展 一般180円）が必要

(3) 展示資料

歴名木簡（遺物保護の関係上、実物の展示は3月4日（日）までの6日間）、墨書土器、銅製帯金具、遺構・遺物の写真パネル等

《用語解説等》

※1 釈文（しゃくもん）

読みにくい筆跡や漢文を、読みやすい字体・文体に直したもの。しゃくぶん。

※2 国（くに）・郡（ぐん）・郷（ごう）

大宝令（701年制定）によって国内は国（くに）、その下に郡（ぐん、こおり）、その下に里（さと）を置く行政組織に編成された。郷里制の施行によって、最末端の里を郷と改め、郷を2～3に細分して新たに里とした（715年）が、その後に里は廃止されて郷のみが残され国一郡一郷となった（740年頃）。古代の因幡国には巨濃郡（現岩美町）、法美郡（旧岩美郡国府町・福部村と旧鳥取市の東縁部）、邑美郡（旧鳥取市の千代川右岸）、高草郡（旧鳥取市の千代川左岸）、八上郡（旧八頭郡郡家町・河原町・船岡町・八東町・若桜町）、智頭郡（旧八頭郡用瀬町・佐治村と現智頭町）、気多郡（旧気高郡気高町・鹿野町・青谷町）の7郡があり、巨濃郡は6郷、法美郡は7郷、邑美郡は5郷、高草郡は8郷、八上郡は12郷、智頭郡は5郷、気多郡は7郷にそれぞれ分かれていた。

※3 戸主（こしゅ）・戸口（ここう）

戸主は令制における戸の長で、その一戸における納税の責任者。一戸は、戸主を筆頭に、戸口（戸の構成員）からなる。戸内には、戸の代表者となる戸主と五等親以内の親族関係にあるものと、それ以外の親族・非血縁者（一戸を構成しえず他戸に付記された小家族である“寄口”など）がいる。

※4 部民制（べみんせい）

律令制導入以前の民主支配制度。部民とは大化改新前代における私有民の総称で、朝廷もしくは天皇家（大王家）、中央豪族に隷属し、労役や貢納物を提供する人々を部として編成した。

ヤマト政権の支配下に所属し世襲的な職務に分担従事する職業部を“品部”、天皇が皇族のために設定したものを“名代・子代”、中央豪族に所属するものを“部曲”という。

刑部、孔王部は名代（御名代ともいう）にあたり、刑部は允恭天皇（在位412-453）の皇后である忍坂大中姫（安康天皇・雄略天皇の母）の御名代部、孔王部は安康天皇（在位453-456）の御名代部として設置された穴穂部に始まった御名代部である。

律令制ではすべての人民を天皇もしくは国が所有とする公民制が導入されたため、部民制は解消されたが、品部の一部は律令制官庁に配属されて残り（図書寮の紙戸（＝製紙に従事した品部）など）、部曲は封戸（上級貴族の給与の一部である食封を負担するよう定められた戸）に変質した。